

南信州広域連合看護師等確保対策修学資金貸与制度（概要）

対 象 職 種	看護師・助産師・保健師・准看護師
貸 与 対 象 者	看護師等の養成施設に在学する者で、免許取得後、直ちに南信州圏域内の医療機関及び介護・福祉関係機関において、看護師等の業務に従事する意思を有する者。 ※看護師等とは上記の対象職種を指す。
貸 与 人 数 枠	毎年度、新規貸与者5名以内とし新入生及び在校生を募集
貸 与 額	月額 50,000 円（年額 600,000 円）
貸 与 期 間	養成施設の正規の修業期間内（貸与開始月から正規の修学月まで）
返還について	修学資金の貸与期間が満了、又は貸与決定の取消しとなったときに、返還開始。 ※ただし、以下の「返還の猶予」「返還の免除」の各欄に該当するときは、それぞれ猶予・免除の対象。
返 還 期 間	返還となる場合の事実が生じた日の翌月から、貸与を受けた期間に相当する期間。
返 還 の 猶 予	次のいずれかに該当する場合は、その事由が継続する期間中、弁済期の到来していない部分の全額が返還の猶予の対象となる。 (1) 貸与決定の辞退・取消し後も在学中のとき（偽り不正等による取消しを除く） (2) 当該養成施設卒業後、さらに他の養成施設に修学した場合 (3) 免許取得後、南信州圏域内の「指定施設」に勤務しているとき（疾病・負傷・出産等で就業する施設が定める休業制度の休業中の期間を含む。猶予期間は連合長が認めた期間。）
返 還 の 免 除	次の全てに該当する場合は、弁済期の到来していない部分の全額が返還の免除の対象となる。 (1) 卒業（修了）した日の翌年の3月末日までに、対象職種資格取得のための試験に合格し、かつ、速やかに免許を取得。 (2) 免許を受けた後、直ちに「指定施設」で看護師等の業務に従事。 (3) 「指定施設」における看護師等の業務の従事期間が5年に到達。（返還の猶予の対象となる休業期間を除く。）
指 定 施 設 (返還免除 対象施設)	南信州圏域内の医療機関、介護・福祉関係機関 ※条例・規則で規定。
他制度の併用	他の同種の修学資金制度との併用貸与は不可。但し構成市町村及び長野県の制度との併用は可。
利 息	無利息
保 証 人	1人（成年者に限る）

※南信州圏域とは、南信州広域連合を構成する区域を指す。

※申込者多数の場合は、別途選考により貸与者を決定する。